

## 国・県予算ならびに施策に対する要望について

### 1. 平成 28 年度要望事項の実現状況について…【資料 2】

前年度国県要望として提出した要望事項について、制度化や予算措置状況などの現状を把握し、本年度の要望内容に適切に反映するため、国ならびに県における現在の実現状況の確認を行います。

なお、当内容については、要望内容の実現状況を公開し、市民と情報の共有を図るために、市ホームページで公表します。

※報告内容については、「平成 28 年度国・県予算ならびに施策に対する要望事項の実現状況一覧」参照

### 2. 平成 29 年度要望事項（案）等について…【資料 3-1】【資料 3-2】

平成 29 年度要望事項の提出件数    合計 31 件    ←平成 28 年度    31 件

- 【区分】・継続 29 件      ・新規 2 件
  - ・統合 1 件
    - 「都市計画道路事業費の確保について」と「道路局国庫補助事業費の確保について」を統合
  - ・削除 1 件
    - 「バスでの胃がん検診時における医師の同席について」を削除
  - ・各部報告の重点要望事項    15 件

### 3. 重点要望事項の選定について…【資料 4】

各部から優先順位ならびに重点要望の考え方を参考に、施策上、重要かつ緊急を要する事項を選定し、報告をいただいた。

総合調整会議において、要望事項から重点要望・一般要望の区分、県市長会要望項目を審議し、決定します。

種別	区分	平成 28 年度	平成 29 年度
国・県要望	重点要望項目	15 件	
	一般要望項目	16 件	
滋賀県市長会要望項目	新規 ※各市 3 件以内	2 件	
	継続 ※内容の修正	7 件	

#### 4. 要望活動の体制等について

---

(1) 要望書の提出→ **(実施日) 平成28年8月上旬**

- ・ 県知事ならびに関係機関に対して、要望活動当日に要望書（原本）を提出。
- ・ なお、各担当部は、知事要望までに県関係部長、滋賀国道工事事務所等に要望内容の事前説明を行い、要望に対する県等の意向（回答）等を確認し、その内容を元気創造政策課へ報告。

(2) 要望書提出時の出席者と**説明者**

県知事	→	市長、	副市長、	教育長、	政策推進部長
県副知事	→	市長、	副市長、	教育長、	政策推進部長
県所管部長	→	市長、	副市長、	政策推進部長	
県教育長	→	市長、	副市長、	教育長、	政策推進部長
県警察本部長	→	市長、	副市長、	政策推進部長	
その他機関	→	市長、	副市長、	政策推進部長、	担当部長

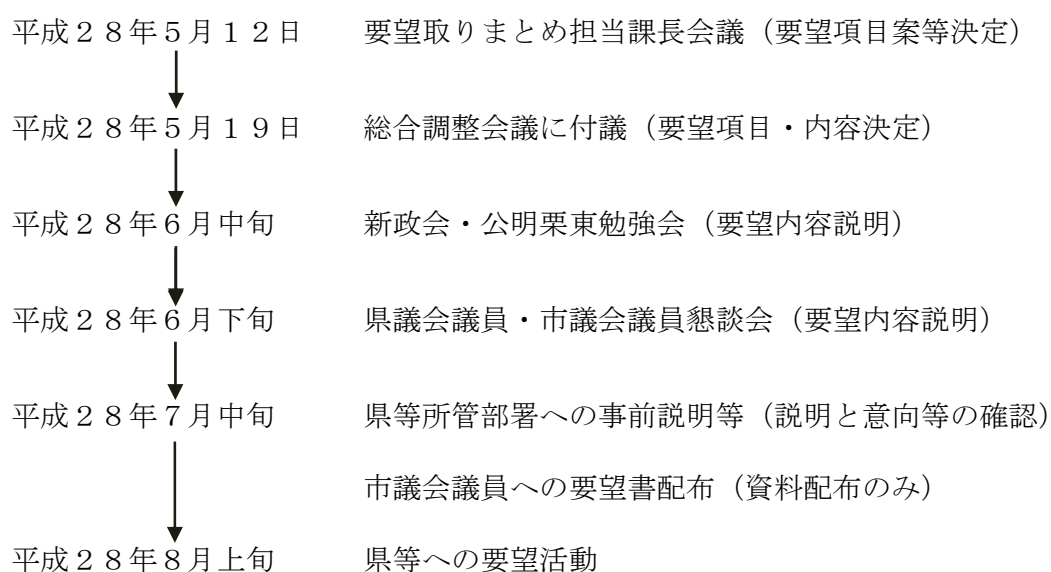
(3) 要望内容の公開について

要望実施後に要望項目、内容を市ホームページに公表します。

#### 5. 今後の予定について

---

例年、6月中旬から6月下旬に県議会議員・市議会議員懇談会を開催し要望内容の説明を行っています。





平成 28 年 5 月 19 日  
総務課 情報政策係

## 本市における自治体情報セキュリティ強化対策について

### 1. 目的

平成 27 年 6 月 1 日報道発表のあった「日本年金機構での不正アクセスによる個人情報  
の漏えい事件」等を踏まえ、総務大臣より各首長宛に「新たな自治体情報セキュリ  
ティ対策の抜本的強化について」（平成 27 年 12 月 25 日付、総行情第 77 号）が発出さ  
れました。それを踏まえ、市民の個人情報をはじめ行政情報全般について、より一層  
の安全管理措置を行うことを目的とします。

### 2. 実施する内容

総務省が設置した「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」により、平成 27 年 11  
月 24 日に総務大臣に報告された「三層の構えで万全の自治体情報セキュリティ対策の  
抜本的強化」で、以下の 3 点の実施が求められています。

#### (1) 安全性の担保

端末からの情報持ち出し不可設定や端末への二要素認証の導入等を図ること  
により、住民（個人）情報の流出を徹底して防ぐ。

#### (2) ネットワークの分割

以下の 3 領域にネットワークを分割します。

領域名	利用用途	分割概要
① マイナンバー 利用事務系	住基、税、社会保障等の事務を行って いる領域。	他の領域（L G W A N 系、インタ ーネット系）との通信ができな いように制御。
② L G W A N 系	財務会計、グループウェア（公開羅針 盤）、人事給与等を利用している領域。	・ W e b 閲覧やインターネットメ ールなどのシステムとの通信経路 を分割する。
③ インターネット 系	インターネットを閲覧する領域。	・ ②③間でファイル・データのや りとりする場合は、ウイルス感染 がないよう「無害化」を図る。

#### (3) インターネット接続口の集約

インターネット接続系は、都道府県と市区町村が協力してインターネット接  
続口を集約した上で、自治体情報セキュリティアクラウドを構築し、高度なセキ  
ュリティ対策を講じる。

#### 4. 課題・問題点

(1) ネットワーク分離による影響

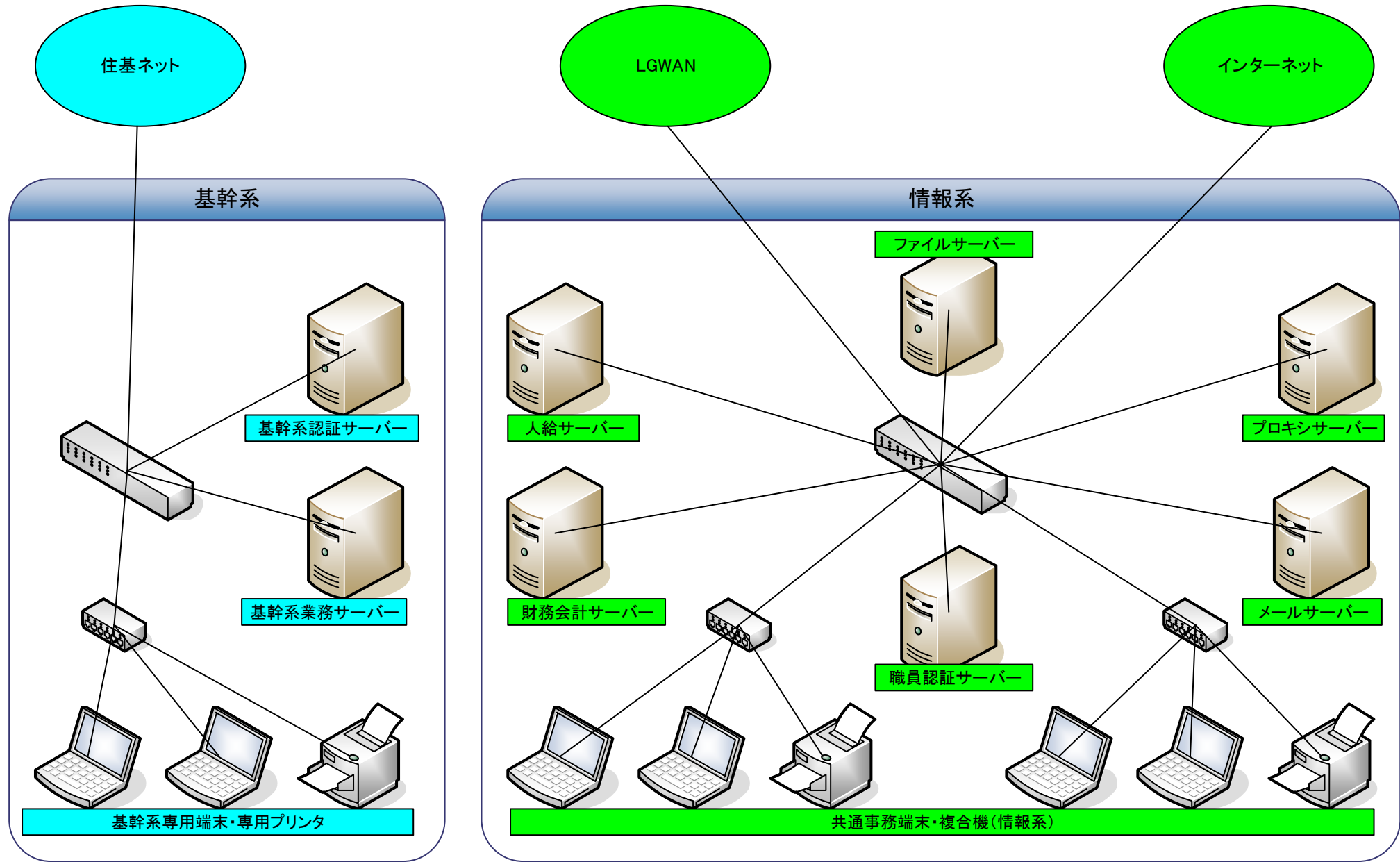
- ① インターネットからの情報収集が困難になる。
- ② インターネット閲覧環境が限定される。

#### 5. 今後の予定

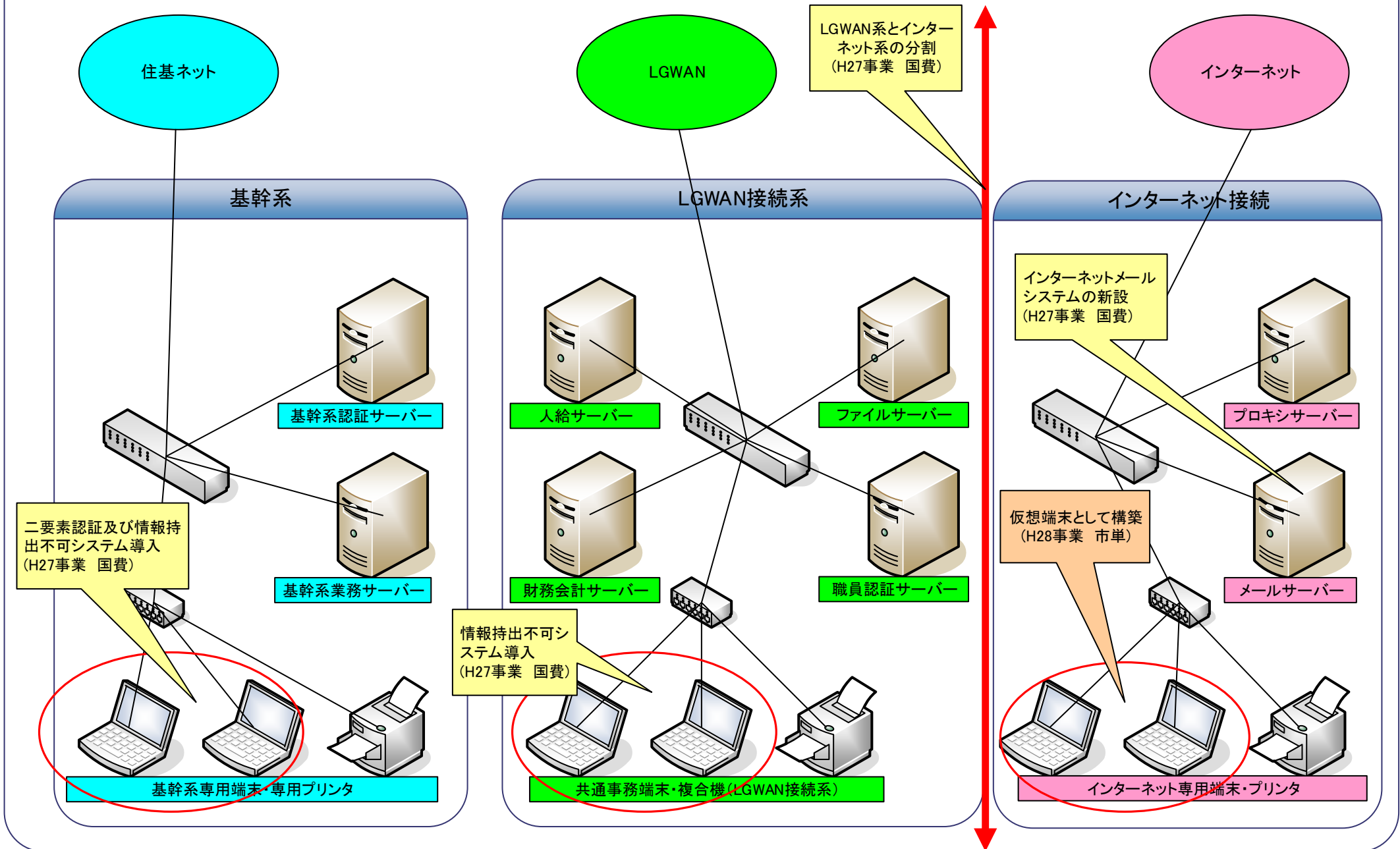
平成28年6月	各課にヒアリングを実施
平成28年7月～8月	仕様作成、業者決定
平成28年9月～ 平成29年2月	環境構築
平成29年3月まで	随時稼働

以上

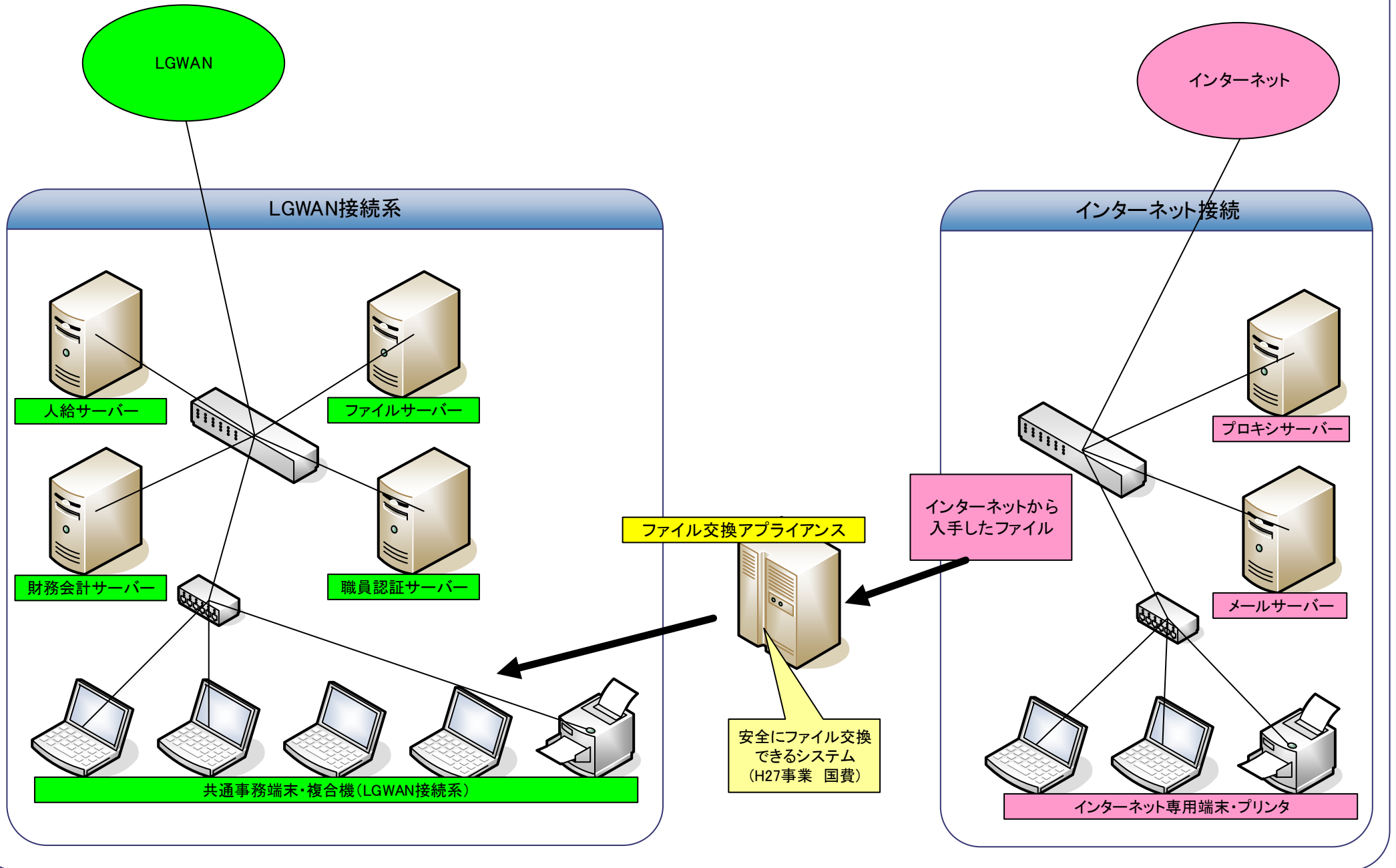
### 栗東市ネットワークイメージ(現在)



栗東市ネットワークイメージ(分割後)

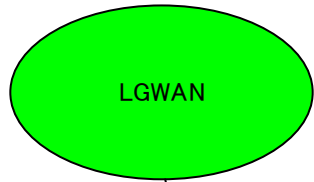


# インターネットからのファイル取込

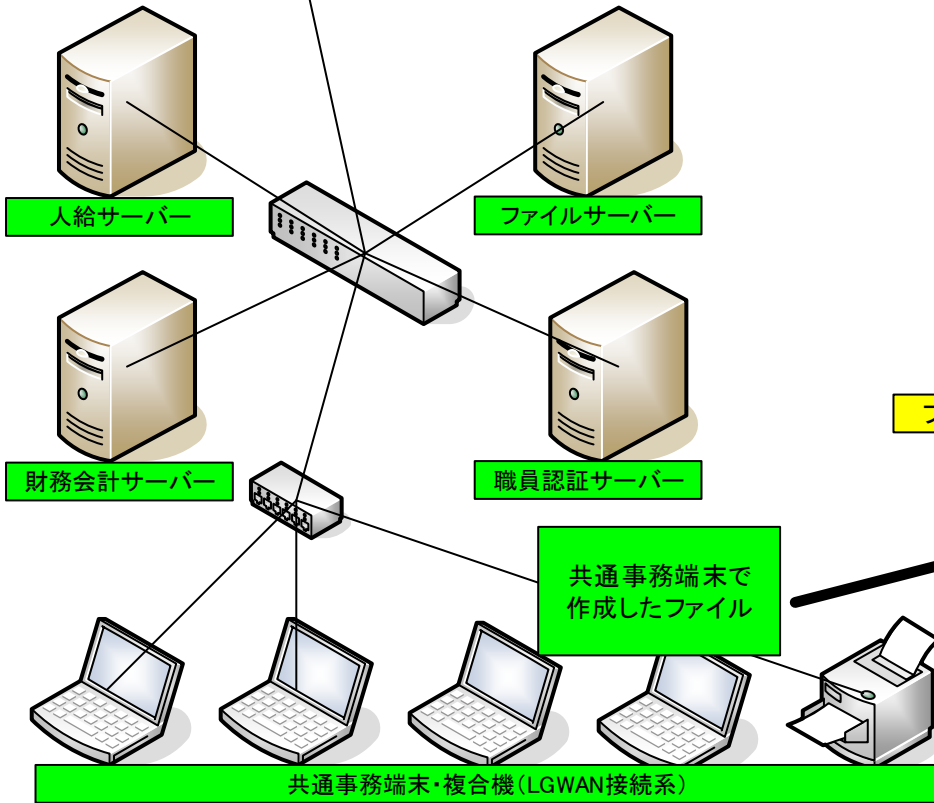




# LGWAN系からのファイル取り出し



## LGWAN接続系

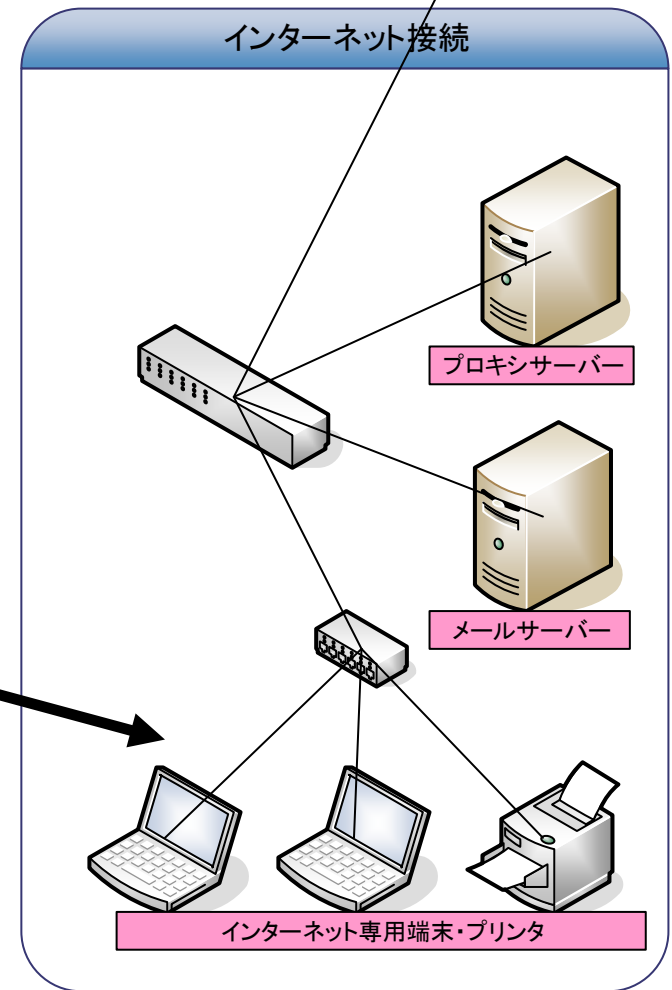


## ファイル交換アプライアンス



安全にファイル交換  
できるシステム  
(H27事業 国費)

## インターネット接続



総 行 情 第 77 号  
平成 27 年 12 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
各 市 区 町 村 長 殿

総務大臣 山 本 早 苗  
( 公 印 省 略 )

### 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について

日本年金機構における個人情報流出事案は、多くの住民情報を扱う地方自治体にとって重大な警鐘となりました。この事案を受けて、総務省においては、地方自治体の情報セキュリティに係る抜本的な対策を検討するため、「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」（座長：佐々木東京電機大学教授）を設置したところであり、去る11月24日に、

- (1) マイナンバー利用事務系では、端末からの情報持ち出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止すること
- (2) マイナンバーによる情報連携に活用されるL2WAN環境のセキュリティ確保に資するため、L2WAN接続系とインターネット接続系を分割すること
- (3) 都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を講じること

との、三層からなる対策を講じることにより、早急に各地方自治体の情報セキュリティ対策の抜本的強化を図ることが必要であるとの報告をいただいたところです。

総務省としても、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、マイナンバー制度及び地方自治体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、各地方自治体において、情報セキュリティ対策を抜本的に強化することが必要であると考えます。

各地方自治体におかれては、三層からなる対策を講じていただくことにより、情報セキュリティ対策の抜本的強化に取り組まれますようお願いいたします。特に、都道府県におかれては、自らの情報セキュリティ対策の充実を図られるとともに、「自治体情報セキュリティクラウド」の構築をはじめ、貴都道府県内市区町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援にも努めていただきますようお願いいたします。

なお、総務省としては、平成27年度補正予算案（平成27年12月18日閣議決定）において、「自治体情報セキュリティ強化対策事業」を計上するなど、各地方自治体の情報セキュリティに係る取組みへの支援をいたしますが、その詳細については、別途お知らせします。

## 第3期栗東市地域福祉計画の概要について

平成28年5月  
健康福祉部 社会福祉課

### 1. 趣旨

平成12年の社会福祉法の改正に伴い、平成17年度から本格的な地域福祉計画の策定に取り組み、平成19年度に第1期栗東市地域福祉計画を策定し、平成24年度から平成29年度までの6年間で第2期栗東市地域福祉計画の期間として地域福祉の推進を図ってきました。

この間、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日より施行されました。

第3期栗東市地域福祉計画策定に向け、第2期栗東市地域福祉計画の検証を行うとともに、新たな法律の施行や社会情勢を踏まえた中で、地域福祉を推進させるための基本的方向性を示し、福祉の分野別計画に共通する地域福祉関連施策等の取り組みを示します。市の地域福祉を推進し、地域福祉の実現を図るため、平成30年度から平成34年度を計画期間とする第3期栗東市地域福祉計画を策定します。

### 2. 計画の名称及び期間

名称：第3期栗東市地域福祉計画

期間：平成30年度～平成34年度の5年間

### 3. 計画の性格・位置づけ

社会福祉法第107条で、市町村は地域福祉の推進に関する事項として計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行うものの意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとされています。

また、「第3期栗東市地域福祉計画」は、「栗東市総合計画」を上位計画として、各種関連計画と整合を図りながら策定します。

### 4. 策定の体制

- ・栗東市地域福祉計画策定委員会（委員20名）
- ・栗東市地域福祉検討会（庁内関係課）

## 5. スケジュール

H28.6 下旬	栗東市地域福祉計画策定委員の選考
H28.9 下旬	第1回地域福祉計画策定委員会
H28.11	アンケート実施
H29.2 下旬	第2回地域福祉計画策定委員会